

# 「食べきり運動協力店」登録実施要領

播磨科学公園都市圏域定住自立圏

## 1 目的

事業所から排出される食べ残し等による生ごみの削減を推進するため、食べ残し等の削減に取り組む飲食店や宿泊施設等を「食べきり運動協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介する事で、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

## 2 事業の位置づけ

環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するための取組を推進するため、播磨科学公園都市圏域定住自立圏で構成する市町（以下「連携市町」という。）において事業を実施する。

## 3 対象区域

連携市町で形成する区域とする。（たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町）

## 4 対象事業者

連携市町内で営業する飲食店及び宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

## 5 申請方法

- ① 登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）を店舗の所在する市町へ郵送又は持参により提出する。
- ② 申請を受けた市町は、申請書内容を精査し、登録事務を行うたつの市へ送付する。
- ③ たつの市は、提出された申請書の内容を確認し、登録名簿へ記載するとともに、申請者に対し登録証等を交付する。
- ④ たつの市は、他の連携市町に対し登録情報を提供する。

## 6 登録店舗の紹介

播磨科学公園都市定住自立圏ホームページ及び連携市町ホームページ等で紹介する。

## 7 登録要件

次に示す取組項目を1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1)	小盛りメニュー等の導入	「ごはん量の調整」 「小盛りメニューの設定」 「ハーフサイズメニューの設定」等
(2)	食べ残しを減らすための呼びかけ実践	「注文受付時に適量注文を呼びかける」 「食べきり協力店である旨の呼びかけ」 「食事会での食べきりの呼びかけ」等
(3)	持ち帰り希望者への対応	「消費期限等を説明した上での持ち帰り提供」 「持ち帰り可能店であることの店内案内」 「持ち帰り容器の設置」等
(4)	生ごみ堆肥化、リサイクル事業者への生ごみ引き渡し	「生ごみ処理機で堆肥化」 「リサイクル事業者等への委託による堆肥化」等
(5)	ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施	
(6)	その他、上記以外の食べ残しを減らすための工夫	

## 8 取組内容

- ① 協力店は、7で選択した取り組みを積極的に実践し、食品廃棄物の発生抑制に努める。
- ② 協力店は、交付された登録証等を店舗内の見えやすい場所へ提示し、来店客へのPRに努める。
- ③ 協力店は、連携市町が実施する取組に関する各調査等に協力するものとする。

## 9 登録の変更又は中止

協力店は、申請書に記載した事項に変更が生じたとき又は店舗廃止等の理由で取組を中止するときは、内容変更・中止届（様式2）を店舗が所在する市町へ提出するとともに、取組を中止する場合は登録証等の掲示を取りやめるものとする。

## 10 登録の抹消

- ① 店舗の所在する市町は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為など協力店として適当でないと判断した場合は、登録事務を行うたつの市へ協議し、登録を抹消することができる。
- ② 登録を抹消された協力店は、速やかに登録証等の掲示を取りやめるものとする。
- ③ 登録情報を変更又は中止した場合、たつの市は他の連携市町に対し情報を提供する。

### 附則

この要領は、平成28年11月25日から施行する。